

「公共サービス改革基本方針」改定(平成19年12月24日閣議決定)の概要

【ポイント】

- 今回の「公共サービス改革基本方針」の改定においては、
 - * 「独立行政法人整理合理化計画」の策定に合わせ、独立行政法人の業務を中心に新たに30事業(独法関係29事業、国関係1事業)を官民競争入札・民間競争入札(市場化テスト)の対象事業として追加するとともに、
 - * 市町村の窓口関連業務の市場化テストに係る環境整備に係る措置等を盛り込むこととした。

1. 独立行政法人の業務

- 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(本年8月閣議決定)においては、「事務・事業のゼロベースでの見直し」を経て、真に不可欠なものとされる事務・事業についても、市場化テストの積極的な導入を推進すべき旨決定。
- 上記閣議決定も踏まえ、20法人・29事業について、市場化テストの対象として追加。このうち、官民競争入札を実施するのは3事業。
- 主な対象事業は以下のとおり。
 - <施設の管理・運営>
 - ・ 国際協力機構「海外移住資料館の運営」
 - ・ 国立科学博物館「国立科学博物館の管理運営」
 - ・ 国立美術館「美術館等の管理運営」
 - ・ 国立文化財機構「博物館等の管理運営」
 - ・ 日本貿易振興機構「ビジネスライブラリーの運営」(官民競争入札)、「アジア経済研究所図書館の運営」(官民競争入札)
 - ・ 都市再生機構「賃貸住宅入居者募集業務」
 - <研修>
 - ・ 国民生活センター「企業・消費者向けの教育・研修事業」(官民競争入札)
 - ・ 中小企業基盤整備機構「中小企業大学の企業向け研修事業」
 - <国家試験等>
 - ・ 大学入試センター「試験実施業務」

<相談>

- ・ 高齢・障害者雇用支援機構「高齢期雇用就業支援コーナー事業」

<広報・普及啓発>

- ・ 国際観光振興機構「海外観光宣伝事務所の旅行博等出展業務」

<徴収>

- ・ 環境再生保全機構「公害健康被害補償の徴収関連業務」 等

(参考)「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)(抄)

官民競争入札等の積極的な適用

真に不可欠なものとされる事務・事業についても、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

- ① 原則として官民競争入札等の対象とする事務・事業
「施設の管理・運営」、「研修」、「国家試験等」、「相談」、「広報・普及啓発」
- ② 官民競争入札等の対象とする方向で検討する事務・事業
「検査検定」、「徴収」

2. 市町村の窓口関連業務

- 市町村の出張所・連絡所等で扱う24項目の窓口業務(別添参照)について、民間委託可能な範囲等につき、関係法令の解釈の明確化等を実施。(具体的には、一定の条件の下で、証明書等の申請受付・引渡し及び作成関連業務について民間委託が可能な業務の範囲や、その際の留意事項等を、年度内に周知する予定。)
- これにより、各市町村の判断により、証明書交付や登録・届出などの住民に身近な業務についてワンストップサービスを行う総合窓口の設置など、住民サービスの利便性の向上が期待される。

3. その他

(1) 統計調査関連業務

- 農林水産省承認統計調査「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」を民間競争入札の対象として追加。

(2) 徴収関連業務

- 地方公共団体が設置する病院の医業未収金の徴収業務のうち、自主的納付の勧奨・居住不明者の住所等の調査等について、民間委託が円滑かつ適切に実施できるよう、先進的な取組事例等を本年度中に周知。

<24 項目の窓口業務>

1. 住民異動届に関する業務
2. 住民票の写し等の交付業務
3. 戸籍の附票の写しの交付業務
4. 印鑑登録申請に関する業務
5. 印鑑登録証明書の交付業務
6. 住居表示証明書の交付業務
7. 地方税法に基づく納税証明書の交付業務
8. 戸籍の届出に関する業務
9. 戸籍謄抄本等の交付業務
10. 外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務
11. 転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務
12. 埋葬・火葬許可に関する業務
13. 国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
14. 老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付業務
15. 介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
16. 国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務
17. 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務
18. 飼い犬の登録に関する業務
19. 狂犬病予防注射済票の交付業務
20. 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務
21. 精神障害者保健福祉手帳の交付業務（市町村の経由事務）
22. 身体障害者手帳の交付業務（市町村の経由事務）
23. 療育手帳の交付業務（市町村の経由事務）
24. 自動車臨時運行許可に関する業務

「公共サービス改革基本方針」に盛り込まれている地方公共団体関連の業務

1 窓口関連業務

- 6つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の交付について、申請の受付、文書の引渡に関する事務を、市場化テストにより民間委託できるよう、公共サービス改革法に「法律の特例」を創設
- 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡に関する事務を民間委託できることを明確化 →措置済
- 24の証明書等の交付について、地方公共団体の出張所・連絡所等において、その適正な管理の下に、証明書等の申請受付・引渡及び作成関連事務について民間委託できることを明確化（これにより、市町村の総合窓口などの民間委託が可能となる）
→今年度末までに措置を講じる予定

2 徴収関連業務

- 地方税、国民健康保険料等の徴収関連業務（電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等）について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、先進事例の周知などを実施 →措置済
- 公営住宅の滞納家賃、公立病院の医業未収金の徴収関連業務について、上記と類似の措置を実施 →今年度末までに措置を講じる予定

3 公物管理関連業務

- 以下の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施
 - ① 水道施設、②工業用水道施設、③下水道関連施設→今年度末（下水道関係の一部は20年度中）までに措置を講じる予定

4 統計調査関連業務

- 地方公共団体が実施する次の統計調査関連業務について、民間開放を推進
 - ① 総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査を除く）
＜事例＞平成19年就業構造基本調査について、福井県越前市で民間開放を実施
 - ② 文部科学省所管の指定統計調査 →今年度末までに措置を講じる予定

（参考）地方公共団体における官民競争入札の事例

公共職業訓練（東京都）、自治研修所職員研修、旅券申請窓口（愛知県）、
庁舎管理運営（和歌山県）、職員公舎等管理（岡山県）、車両維持管理（倉敷市）

市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する
官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に
委託することが可能な業務の範囲等について

平成20年1月17日
内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府官民競争入札等監理委員会等においては、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日閣議決定）を踏まえ、市町村の出張所及び連絡所等の窓口業務（法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務をいい、以下「市町村の窓口業務」という。）に関し、各地方公共団体の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について、制度を所管する関係省に対し、自主的・積極的な検討を求め、協議してきたところです。

12月24日に改定された「公共サービス改革基本方針」においては、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされました。

上記閣議決定に基づき、地方公共団体に周知する事項を以下のとおりまとめましたので、掲載します。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・ 別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は、窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

（1）市町村の適切な管理

- ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。

- ・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿（住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等）の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。
- ・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者これらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- ・ 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご留意ください。

（２）個人情報の保護

窓口業務の実施にあたっては、住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例の規定に受託した民間事業者及びその従業員を追加し、罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮をお願いします。

（３）公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条（特定公共サービス）について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例も想定した上で、民間事業者と同条第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のおりです。

当該業務について同法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間事業者に業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、同法の規定は適用されませんので、ご留意ください。

問い合わせ先

| 問い合わせ内容 | 所管部署名 | 電話番号 |
|------------|------------------------------|------------------------|
| 全般に関する事項 | 内閣府公共サービス改革推進室 | 03-5501-1657 |
| 総務省の所管事項 | 総務省大臣官房企画課 | 03-5253-5158 |
| 法務省の所管事項 | 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室 | 03-3592-7007 |
| 文部科学省の所管事項 | 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 | 03-6734-2007 |
| 厚生労働省の所管事項 | 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 | 03-5253-1111 (7789) |
| 国土交通省の所管事項 | 国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 | 03-5253-8588 |

市町村の適切な管理のもと
市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

| 事項名 | 民間事業者の取扱いが可能な業務 | 担当省 |
|------------|--|-----|
| 住民異動届 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民異動届の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p> | 総務省 |
| 住民票の写し等の交付 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 ・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p> | 総務省 |

| | | |
|-------------------------|--|------------|
| <p>戸籍の附票の写しの交付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>総務省</p> |
| <p>地方税法に基づく納税証明書の交付</p> | <p>以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。</p> | <p>総務省</p> |
| <p>戸籍の届出</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の各届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の確認、届書の記載事項、添付書類の確認 2 戸籍の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>法務省</p> |
| <p>戸籍謄抄本等の交付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 | <p>法務省</p> |

| | | |
|---------------------------|---|------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 <p>2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 戸籍謄抄本等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> | |
| <p>外国人登録原票記載事項証明書等の交付</p> | <p>1 外国人登録原票記載事項証明書等の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外(代理人及び同居の親族)からの請求の受付も含む。 <p>2 外国人登録原票記載事項証明書等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録原票記載事項証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 外国人登録原票記載事項証明書等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 1～4の業務に関し、外国人登録原票記載事項証明書の作成に必要な基本的項目（「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「国籍」、「在留の資格」、「在留期間」、「居住地」、「世帯主の氏名」及び「世帯主の続柄」）に限り民間事業者の取扱いを可能とする。</p> <p>なお、個別の事案について、本件取扱いに対し更に助言を必要とする場合には、法務省入国管理局登録管理官に助言を求めることとして差し支えない。</p> | <p>法務省</p> |

| | | |
|--|---|--------------|
| <p>転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知（教育委員会から市町村に事務委任されている場合）</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 学齢簿への記載に関する業務 ・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務 ・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>文部科学省</p> |
| <p>埋葬・火葬許可</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 ・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>厚生労働省</p> |
| <p>国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 現行法上委託することが可能な範囲については、「公共サービス改革基本方針」の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国</p> | <p>厚生労働省</p> |

| | | |
|--------------------------------------|---|--------------|
| | <p>民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p> | |
| <p>老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付</p> | <p>1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</p> <p>2 受給者台帳等への記載に関する業務 ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>3 受給者証等の作成に関する業務 ・受給者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>4 受給者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定(老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月30日付け保総発第0330007号厚生労働省保険局総務課長通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p> | <p>厚生労働省</p> |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末への入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定ですので、詳細はこれにより了知されたい。</p> | <p>厚生労働省</p> |
| <p>国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に係る事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項の届出の受理</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 届出書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 受付処理簿に記載する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 届出書の報告・送付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>厚生労働省</p> |
| <p>妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認 2 母子健康手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。</p> | <p>厚生労働省</p> |

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>飼い犬の登録</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項の確認 2 原簿への記載 <ul style="list-style-type: none"> ・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 犬鑑札の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>厚生労働省</p> |
| <p>狂犬病予防注射済票の交付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務 <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） 2 狂犬病予防注射済票の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>厚生労働省</p> |
| <p>児童手当の各種請求書・届出書の受付</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 2 受給者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 通知書等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。 4 通知書等の送付に関する業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>厚生労働省</p> |
| <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 | <p>厚生労働省</p> |

| | | |
|---|---|-------|
| | <p>※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p> | |
| <p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の經由事務）</p> | <p>1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 <p>2 身体障害者手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p> | 厚生労働省 |
| <p>療育手帳の交付（市町村の經由事務）</p> | <p>1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 <p>2 療育手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p> | 厚生労働省 |
| <p>自動車臨時運行許可</p> | <p>1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務</p> <p>4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務</p> <p>5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合</p> | 国土交通省 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>における督促に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話等による催告業務 <p>6 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> | |
|--|---|--|

(注) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用に当たっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。(総務省)